

総務協議会協議事項

〔 日時 令和3年2月19日(金)
午前10時
場所 第一委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 八戸市辺地総合整備計画（案）について
- 2 青森銀行八戸支店店舗解体工事請負の一部変更契約の締結について
- 3 八戸市多賀多目的運動場条例の一部改正（案）の概要について
- 4 特別国民体育大会冬季大会スケート競技会及びアイスホッケー競技会について
- 5 八戸市新美術館について
- 6 八戸市美術館条例（案）の概要について
- 7 包括外部監査契約の締結について
- 8 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（案）の概要について
- 9 八戸市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例に係る専決処分について
- 10 令和2年度八戸市職員採用試験の実施状況について
- 11 八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部改正（案）の概要について
- 12 八戸市手数料条例の一部改正（案）の概要について
- 13 八戸市奨学金条例の一部改正（案）の概要について
- 14 令和3年度八戸市青少年海外派遣交流事業について

八戸市辺地総合整備計画（案）について

1 策定の趣旨

令和2年度で現計画の計画期間が終了するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、辺地における公共的施設の総合的かつ計画的な整備の促進を図ることを目的とした八戸市辺地総合整備計画を策定する。

2 計画期間 令和3年度から令和7年度まで（5年間）

3 対象地域 緑辺地、古里辺地

4 計画の内容

(1) 計画（案） 別紙のとおり

(2) 登載事業

辺地名	事業数	施設名	事業費
緑	2	・産業振興施設／ 観光レクリエーション施設 (市民の森 不習岳) 609,784 千円	682,884 千円
		・交通通信施設／道路 (島守・不習線) 73,100 千円	
古里	6	・交通通信施設／道路 (田代・古里線、相畑・古里線、赤羽・ 上相野線) 1,664,400 千円	1,828,200 千円
		・交通通信施設／林道 (安藤線、第2安藤線、第3安藤線) 163,800 千円	
合計	8		2,511,084 千円

5 財政上の特別措置

当該計画に登載するハード事業について、辺地対策事業債を財源として活用することができる。

辺地対策事業債は充当率が原則100%で、元利償還金の80%に相当する額が普通地方交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される。

6 今後の予定

令和3年3月議会へ提案。可決後、総務大臣に提出。

青森銀行八戸支店店舗解体工事請負の一部変更契約の締結について

1. 工事名 青森銀行八戸支店店舗解体工事
2. 契約者 中当建設株式会社 代表取締役 小向 剛
3. 工事期間 変更前 令和2年9月2日から令和3年3月31日まで
変更後 令和2年9月2日から令和3年4月29日まで
4. 契約額 変更前 147,782,800 円
変更後 159,733,200 円
増 減 11,950,400 円 (8.09%) の増額
5. 主な変更理由
 - ・路床改良の追加による増工。
 - ・アスベスト除去の追加による増工。

八戸市多賀多目的運動場条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

八戸市多賀多目的運動場天然芝球技場にJリーグスタジアム基準を満たす照明設備を新設することに伴い、その利用料金の徴収について所要の改正をするもの。

2 改正の内容

照明設備に係る電気料については実費を徴収することとする。

3 施行期日

令和3年4月1日

(参考)

・ Jリーグスタジアム基準を満たす照度 1,500 ルクス以上の明るさを保持した場合の1時間あたり電気料（想定消費電力量×電力量料金単価）

想定消費電力量		電力量料金単価		電気料
325kWh	×	15.68 円/kWh（15.62 円/kWh+燃料費調整単価△2.92 円/kWh+再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 2.98 円/kWh）	=	5,096 円

※電気料金単価は令和3年2月のものであり、消費税等相当額を含む。

特別国民体育大会冬季大会スケート競技会及びアイスホッケー競技会について

1 これまでの経緯と今後の予定

時期	内容
令和3年 2月15日	公益財団法人日本スポーツ協会会長から八戸市長及び南部町長に対して2023年(令和5年)に開催予定の特別国民体育大会冬季大会スケート競技会及びアイスホッケー競技会の開催依頼
今後の 予定	公益財団法人日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣から青森県知事、青森県教育長及び公益財団法人青森県スポーツ協会会長に対して冬季大会の開催要請
	青森県知事から八戸市長及び南部町長に対して冬季大会の開催意向調査及び内諾依頼

2 競技会の概要(案)

- (1) 主催 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催県、公益財団法人日本スケート連盟、公益財団法人日本アイスホッケー連盟、開催市町
- (2) 開催期間 2023年(令和5年)1月～2月頃
- (3) 競技名
 - ・スケート競技会
(スピードスケート競技、ショートトラック競技、フィギュア競技)
 - ・アイスホッケー競技会
- (4) 会場
YSアリーナ八戸、テクノルアイスパーク八戸、フラット八戸等

3 特別国民体育大会の名称

2020年(令和2年)10月に鹿児島県において開催が予定されていた第75回国民体育大会本大会が2023年(令和5年)に延期され、特別国民体育大会本大会として開催されることが決定したことに伴うもの

参考1：八戸市における冬季大会スケート競技会及びアイスホッケー競技会開催実績

	回	開催年	開催期間	参加者数	他の会場地
1	1	1947年(昭和22年)	1月25日～26日	413人	
2	6	1951年(昭和26年)	1月25日～28日	550人	
3	11	1956年(昭和31年)	1月26日～29日	929人	
4	17	1962年(昭和37年)	1月25日～28日	1,164人	
5	26	1971年(昭和46年)	1月23日～26日	1,710人	
6	32	1977年(昭和52年)	1月22日～25日	1,901人	
7	40	1985年(昭和60年)	1月29日～2月1日	1,932人	
8	48	1993年(平成5年)	1月29日～2月1日	2,244人	
9	55	2000年(平成12年)	1月29日～2月2日	2,238人	三沢市、福地村
10	59	2004年(平成16年)	1月28日～2月1日	1,906人	三沢市、福地村
11	64	2009年(平成21年)	1月28日～2月1日	1,763人	三沢市、南部町
12	66	2011年(平成23年)	1月26日～30日	1,684人	三沢市、南部町
13	75	2020年(令和2年)	1月29日～2月2日	1,680人	三沢市、南部町

参考2：2021年(令和3年)以降のスケート競技会及びアイスホッケー競技会の概要

回	開催年	開催地	競技名
76	2021年(令和3年)	愛知県	スケート競技会(ショートトラック、フィギュア)、アイスホッケー競技会
		岐阜県	スケート競技会(スピード)
77	2022年(令和4年)	栃木県	スケート競技会(スピード、ショートトラック、フィギュア)、アイスホッケー競技会

八戸市新美術館について

1. 館名について

- ・館名 八戸市美術館
- ・英語表記 Hachinohe Art Museum
- ・シンボルマーク・ロゴデザイン（デザイナー：加藤賢策氏）



八戸市美術館
Hachinohe Art Museum

このシンボルマークは、新しい美術館が八戸の未来を描くための「大きな土台」になって欲しいと思い、シンボル上部に大きな円形の空間が現れるように、デザインしています。美術館で生まれるものごとが未来の空白に次々描かれていく姿をイメージして制作しました。（加藤賢策）

2. 館長について

（1）館長名

佐藤 慎也 氏（日本大学理工学部建築学科教授、八戸市新美術館運営検討委員会委員、八戸市新美術館建設工事設計者選定プロポーザル審査委員会副委員長）

（2）任用形態

特別職非常勤職員

（3）就任予定年月日

令和3年4月1日

3. グランドオープンの時期について

令和3年11月頃を予定（令和3年夏頃からプレ事業を実施する予定）

4. オープニングプロジェクト（開館特別展）について

「ギフト、ギフトー創造の種」

オープニングプロジェクトでは、ローカルな創造活動によって循環する「ギフト」に着目し、八戸を代表する祭りである「八戸三社大祭」を切り口に、浮世絵や現代アートなどの作品展示や、地域とつながるアートプロジェクトを実施します。

創造活動を介して支え合い、人々がつながり、喜びを共有する中で、人が育まれる。そのような場を持つ八戸三社大祭には、貨幣経済とは異なる豊かさを生み出すヒントが散りばめられています。

過去から未来、人から人へと巡る、この地域ならではの“ギフト”を、「100年後の八戸を創造する」ための種として見出し、あらゆる人々と共にその種を蒔き、育てていくことで、新たな美術館は第一歩を踏み出します。

■会期（予定）

令和3年11月頃～令和4年1月頃

※アートファーマーなどの各種プロジェクトは会期前より実施予定

※オープニングプロジェクトで全館使用するため、貸館利用は令和4年2月頃から開始予定

■オープニングプロジェクトディレクター

吉川 由美 氏

（アートプロデューサー、八戸市新美術館運営検討委員会委員、

八戸市新美術館建設工事設計者選定プロポーザル審査委員会委員）

■空間デザイン・会場構成

西澤 徹夫 氏、浅子 佳英 氏、森 純平 氏

（八戸市美術館設計者）

（参考）佐藤慎也氏のプロフィール



撮影：川瀬一絵

建築家、日本大学理工学部建築学科教授

1968年、東京都西東京市生まれ。

日本大学理工学部建築学科卒業（1992年）

日本大学大学院理工学研究科博士前期課程建築学専攻修了
（1994年）

I.N.A.新建築研究所（1994年～95年）

日本大学理工学部建築学科（1996年～）

ZKM（カールスルーエ・アート・アンド・メディアセンター）
（2006年～07年）

専門は芸術文化施設（美術館、劇場・ホール）の建築計画。そのほか、アートプロジェクトの構造設計、ツアー型作品の制作協力、まちなか演劇作品のドラマトゥルクなど、建築にとどまらず、美術、演劇作品制作にも参加。

（活動歴）

『+1人／日』（2008年、取手アートプロジェクト）

『個室都市 東京』ツアー制作協力（2009年、フェスティバル/トーキョー）

『戯曲をもって町へ出よう。』コンセプト（2010年）

「アーツ千代田 3331」改修設計（2010年）

『アトレウス家シリーズ』（2010年～）

「としまアートステーション構想」策定メンバー（2011年～17年）

「長島確のつくりかた研究所」所長（2013年～16年）

『←（やじるし）』プロジェクト構造設計（長島確+やじるしのチーム、さいたまトリエンナーレ 2016年）

「八戸市新美術館建設工事設計者選定プロポーザル審査委員会」副委員長（2016年～17年）

「八戸市新美術館運営検討委員会」委員（2017年-）

『みんなの楽屋』（あわい～、2017年、TURN フェス2）

『境界を越えて～アジアシリーズのこれまでとこれから～』会場構成・演出（2018年、フェスティバル/トーキョー）、など。

八戸市美術館条例（案）の概要について

1. 制定理由

美術館を設置し、その管理について必要な事項を定めるためのものである。

2. 条例（案）の主な内容

（1）趣旨

美術品及び美術その他の芸術に関する資料の収集、保管及び展示並びに美術その他の芸術に関する調査研究及び普及活動を行うことにより、市民の文化及び芸術の振興に資するとともに、文化芸術活動を通じた様々な出会い、学び及び交流の機会を提供し、もって新たな文化の創造と八戸市全体の活性化を図る。

（2）美術館の名称及び位置

名称	位置
八戸市美術館	八戸市大字番町 10 番地 4

（3）事業

- ・対象分野を美術その他芸術とする
- ・美術館としての基本的な事業のほか、美術その他芸術を通じた教育・学習、まちづくり及び市民交流の推進に関する事業等を行う

（4）観覧料

- ・コレクションラボ展示（美術館が収蔵する美術品等を活用して日常的に行う展示）は無料とする
- ・企画展示及びコレクション特別展示（美術館が特別に行う展示）は1人2千円を超えない範囲で、その都度定める

（5）使用等の手続き及び使用料

- ・使用の許可及び条件、使用制限
- ・使用料は、市内文化施設や市外類似施設等の料金を参考にしながら設定

（6）協議会・委員会

- ・美術館運営協議会及び美術品等収集委員会を設置

（7）その他

- ・八戸市美術館条例（平成23年八戸市条例第11号）は廃止する
- ・その他所要の改正を行う

3. 施行期日

- ・この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、一部規定は令和3年4月1日から施行する。
- ・この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

包括外部監査契約の締結について

1 契約の目的

包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の始期

令和3年4月1日

3 契約者

令和元年度及び令和2年度の当市における監査の経験を生かして、次年度の監査が適正に実施されることが期待されるとともに、八戸市監査委員へ意見照会した結果、異議がない旨の回答を得たため、以下の者を契約者とするものである。

- (1) 住所 宮城県仙台市青葉区一番町2丁目9番28-1703号
- (2) 氏名 荒谷 祐介
- (3) 資格 公認会計士

4 今後の予定

令和3年2月 市議会定例会へ議案提出
令和3年4月1日 包括外部監査契約締結及び告示
監査の実施
令和4年2月 監査結果の報告

<参考：地方自治法>

(包括外部監査契約の締結)

第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

- (1) 都道府県
- (2) 政令で定める市（※中核市が該当）

(略)

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（案）の概要について

1 制定の理由

地方自治法の一部改正により、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に関する規定が設けられたことを踏まえ、当市においても、市長や職員等の市に対する損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるためのものである。

2 法改正の概要

(1) 損害賠償責任の一部免責の新設（地方自治法 243 条の 2）

地方公共団体の長等の当該地方公共団体に対する損害を賠償する責任について、条例において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で条例で定める額を控除した額を免責させる旨を定めることを可能にした。

$$\boxed{\text{損害賠償責任を負う額}} - \boxed{\text{条例で定める額}} = \boxed{\text{免責される額}}$$

↓

$$\boxed{\text{市長等が損害賠償責任を負う額}}$$

(2) 損害賠償責任の一部免責の基準等（地方自治法施行令 173 条）

地方自治法の一部改正を受け、地方自治法施行令に普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る基準と額が下記のとおり定められた。

① 政令で定める額

基準給与年額（一会計年度に支給される給与（一部手当を除く）に相当する額）

② 政令で定める基準

基準給与年額に、長等の区分に応じ次に定める数を乗じて得た額

- ・ 普通地方公共団体の長 6
- ・ 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- ・ 農業委員会委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は公営企業の管理者 2
- ・ 普通地方公共団体の職員 1

3 条例の内容

市長等の市に対する損害を賠償する責任を、善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、基準給与年額に、次に掲げる区分に応じ、各号に定める数を乗じて得た額を控除した額について免責させるものとする。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は公営企業管理者 2
- (4) 市の職員（(2)(3)に掲げる市の職員を除く。） 1

4 施行期日

公布の日から施行するものとする。

八戸市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例に係る 専決処分について

1 改正の理由

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、規定の整理をするため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものの

2 改正の内容

(1) 概要

八戸市職員の特殊勤務手当支給条例において、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令を引用し規定している「新型コロナウイルス感染症」の定義を改正するもの

改正後	改正前
新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症

(2) 施行期日

令和3年2月13日

3 処分年月日

令和3年2月9日

令和2年度八戸市職員採用試験の実施状況について

(1) 大学卒業程度、短大卒業程度（技術職）

- 1 第一次試験 令和2年6月28日（日） 於 根城中学校
- 2 第二次試験 令和2年8月4日（火）～6日（木） 於 市庁
- 3 合格発表 令和2年8月26日（水）
- 4 実施状況 次表のとおり

職 種	採用予定者数	申込者数 a	受験者数 b	受験率 b/a(%)	第一次 合格者数	第二次合格者数 c		最終受験 倍率 b/c
						内 定	名簿登載	
大学行政	17人程度	81	75	92.6	34	17	3	3.8
大学土木	1人程度	2	2	100.0	2	1		2.0
大学建築	1人程度	2	2	100.0	2			-
短大建築	1人程度	1	1	100.0	1	1		1.0
大学電気	1人程度	4	4	100.0	3	1	1	2.0
大学機械	1人程度	2	2	100.0				-
短大機械	1人程度	2	2	100.0	1	1		2.0
大学化学	1人程度	5	3	60.0				-
短大化学	1人程度	1	1	100.0	1			-
計	25人程度	100	92	92.0	44	21	4	3.7

※ 第二次合格者のうち「名簿登載」は、採用の内定ではなく、採用内定者の辞退等により欠員が生じ、新たに採用が必要と判断した場合に、名簿登載順に内定者とするもの。

(2) 獣医師、薬剤師（1回目）

- 1 試 験 令和2年7月5日（日） 於 市庁
- 2 合格発表 令和2年7月13日（月）
- 3 実施状況 次表のとおり

職 種	採用 予定者数	申込者数 a	受験者数 b	受験率 b/a(%)	合格者数 c		最終受験 倍率 b/c
					内 定	名簿登載	
獣医師	若干名	3	3	100.0	2		1.5
薬剤師	若干名	1	1	100.0	1		1.0
計		4	4	100.0	3		1.3

(3) 短大・高校卒業程度、学芸員、農芸化学、保健師、障がい者対象

- 1 第一次試験 ①令和 2年 9月20日 (日) 於 八戸市庁 (障がい者)
②令和 2年 9月27日 (日) 於 根城中学校 (障がい者以外)
- 2 第二次試験 令和 2年11月11日 (水) ~13日 (金) 於 八戸市庁
- 3 合格発表 令和 2年11月27日 (金)

職 種	採用予定者数	申込者数 a	受験者数 b	受験率 b/a (%)	第一次合格者数	第二次合格者数 c		最終受験倍率 b/c
						内 定	名簿登載	
短大事務	7人程度	24	24	100.0	8	2	3	4.8
高校事務		33	32	96.7	7	5		6.4
高校土木	1人程度	4	4	100.0	2	1	1	2.0
高校機械	1人程度	0	-	-	-			
高校電気	1人程度	0	-	-	-			
学芸員(歴史)	1人程度	5	5	100.0	3	1		5.0
学芸員(考古)	1人程度	1	0	0	-			
農芸化学	1人程度	2	2	100.0	1	1		2.0
保健師	4人程度	8	8	100.0	8	5		1.6
障がい者	1人程度	15	15	100.0	3	1		15.0
計	18人程度	92	90	97.8	32	16	4	4.5

(4) 獣医師、薬剤師 (2回目)

- 1 試 験 令和 2年 9月20日 (日) 於 市庁 ※申込者無し

(5) 社会人対象：機械、化学、学芸員 (考古)

- 1 第一次試験 令和 2年11月29日 (日) 於 市庁
- 2 第二次試験 令和 3年 1月10日 (日) 於 市庁
- 3 合格発表 令和 3年 1月19日 (火)
- 4 実施状況 次表のとおり

職 種	採用予定者数	申込者数 a	受験者数 b	受験率 b/a (%)	第一次合格者数	第二次合格者数 c		最終受験倍率 b/c
						内 定	名簿登載	
社会人対象機械	2人程度	1	1	100.0	1	-	-	-
社会人対象化学	2人程度	3	3	100.0	3	1		3.0
社会人対象学芸員(考古)	1人程度	1	1	100.0	1	1		1.0
計	4人程度	5	5	100.0	5	2		2.5

(6) 獣医師、薬剤師 (随時募集)

- 1 試験 令和 3年 1月10日 (日) 於 市庁
 2 合格発表 令和 3年 1月19日 (火)
 3 実施状況 次表のとおり

職 種	採用 予定者数	申込者数 a	受験者数 b	受験率 b/a(%)	合格者数 c		最終受験 倍率 b/c
					内 定	名簿登載	
薬剤師	若干名	1	1	100.0	1		1.0
計		1	1	100.0	1		1.0

<参考：令和元年度職員採用試験実施状況 >

職 種	採用 予定者数	申込 者数	受験 者数	受験率 (%)	第一次 合格者数	最終合格者数		最終受験 倍率	辞退者数	採用者数
						内定	名簿登載			
大学行政	10人程度	88	74	84.1	20	10	4	5.3	1	13
大学土木	3人程度	12	9	75.0	5	2		4.5		2
短大土木	2人程度	4	3	75.0	2	2		1.5	1	1
大学建築	1人程度	2	1	50.0	1	0		-		-
短大建築	1人程度	0	0	0.0	-	-		-		-
大学電気	1人程度	5	5	100.0	2	0		-		-
大学機械	1人程度	6	5	83.3	1	1		5.0		1
短大機械	1人程度	1	1	100.0	0	-		-		-
獣医師	若干名	1	1	100.0		1		1.0	1	0
薬剤師	若干名	0	0	0.0				-		-
短大事務	5人程度	26	22	84.6	8	3	2	4.4	1	4
高校事務		26	25	96.2	9	5	2	3.6	1	5
高校土木	1人程度	2	2	100.0	2	2		1.0	1	1
学芸員(美術)	1人程度	9	8	88.9	3	2		4.0		2
学芸員(考古)	2人程度	3	3	100.0	0	-		-		-
農芸化学	2人程度	3	3	100.0	2	2		1.5		2
司書	1人程度	3	2	66.7	1	1		1.0		1
保健師	2人程度	11	11	100.0	7	3		3.7	1	2
障がい者	若干名	16	14	87.5	6	1		14.0		1
獣医師②	若干名	3	2	66.7		2		1.0		2
薬剤師②	若干名	3	3	100.0		3		1.0	1	2
合 計		224	194	86.6	69	40	8	4.0	8	39

八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部改正（案）の概要について

1 改正理由

成人病対策基金を健康づくり推進基金に変更するとともに、教育振興基金の設置目的を変更するためのもの。

2 改正内容

（1）「成人病対策基金」を「健康づくり推進基金」に変更

糖尿病患者教育事業への活用を設置目的としている成人病対策基金を、より幅広い健康づくり推進事業への活用を設置目的とする健康づくり推進基金に改めるもの。

（2）「教育振興基金」の目的の変更

教員の海外研修制度を廃止することに伴い、当該基金の設置目的を教員の国内・海外研修資金から国内の研修資金のみに改めるもの。

3 施行期日

令和3年4月1日

八戸市手数料条例の一部改正(案)の概要について

1 食品衛生法関係

(1) 改正理由

食品衛生法等の一部改正による営業許可業種の見直しに伴い、申請手数料等の改正を行うもの。

(2) 主な改正内容

①申請手数料の改正

食品衛生法施行令第35条に規定される営業許可業種が、現行の34業種から32業種に見直しされることに伴い、申請手数料を改正。なお、手数料額については、県手数料額と同額とする。

②行商登録申請手数料等の廃止

青森県魚介類行商及びアイスクリーム類行商に関する条例が廃止されることに伴い、当該事務手数料の規定を削除。

(3) 施行期日 令和3年6月1日

2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係

(1) 改正理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定手数料等の区分を変更するとともに、その他所要の改正を行うもの。

(2) 主な改正内容

省エネ基準適合義務制度の対象要件である非住宅建築物の延床面積が2,000㎡以上から300㎡以上に拡大されることにより、手数料の床面積区分を改正。

【改正する手数料】

- ・第6-1の項 適合性判定手数料
- ・第6-2の項 変更 適合性判定手数料
- ・第6-3の項 認定申請手数料
- ・第6-4の項 変更 認定申請手数料
- ・第6-5の項 基準適合認定申請手数料
- ・第6-6の項 軽微変更証明書交付手数料

※ 以下に例として第6-1の項 適合性判定手数料表を示す（下記網掛け部・・・手数料区分追加部）

○手数料表（抜粋）		現行		改正	
特定建築行為床面積		標準入力法等 (標準の方法)	モデル建物法 (簡易な方法)	標準入力法等 (標準の方法)	モデル建物法 (簡易な方法)
非住宅建築物 (工場以外)	300㎡以上 1,000㎡未満	-	-	260,000円	101,000円
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	336,000円	133,000円	336,000円	133,000円
	2,000㎡以上	変更なし			

(手数料の額は、青森県と旧三市で同額とする)

(3) 施行期日 令和3年4月1日

八戸市奨学金条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

一般奨学金の償還開始時期について見直しをするとともに、志願資格等に係る規定の整備をするためのものである。

2 改正の主な内容

(1) 奨学生の志願資格（第4条）

- ①現行の運用上、既に適用していない要件（身体の強健な者）を削る。
- ②現行の運用上、対象とする学校から通信教育、大学院、各種大学校及び海外の学校等を除いているが、その旨が現行規定に定められていないため、これらを明確化する。

(2) 一般奨学金の償還開始時期（第11条）

奨学生の決定を取り消された場合において、償還を開始する時期を変更する。

現行：退学、貸与の辞退又は奨学生の決定取消の各事由の発生日の属する年度の翌年度の4月

改正後：教育委員会が定める時

- ・ 具体的な時期は、施行規則に定める予定。
- ・ 月賦の場合は、取消決定の通知日の属する年度の翌年度の4月

3 施行期日 公布の日

令和3年度八戸市青少年海外派遣交流事業について

1 事業の趣旨

八戸市の青少年（中学生）を海外に派遣し、訪問国の歴史、文化、産業、教育等の見学や、青少年との親善交歓をとおして、国際協調の精神を育て、次代の国づくり、まちづくりを担う青少年の健全育成を図るとともに、参加青少年による青少年団体活動への寄与を期待して行う。

2 令和3年度の計画 ※ 実施を見送った令和2年度と同じ内容

訪問国：中華人民共和国（上海・西安・蘭州・北京）

派遣期間：5月下旬 8泊9日

派遣人員：団長1人、特別団員4人、一般団員（中学2年生）26人の合計31人

3 海外情勢について

世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大の状況等を踏まえて、外務省より、特定の国・地域に対し、渡航を止めるよう求める感染症危険情報レベル3（渡航中止勧告）が出されており、中国についても、不要不急の渡航を止めるよう求める感染症危険情報レベル2が出されている。また、各国において、出入国規制や検疫体制が強化され、簡単に出入国出来ない状況である。

4 令和3年度事業について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、国内外において未だ予断を許さない状況であり、令和3年度内においても安全・安心に事業を実施することが難しいと判断し、中止することとする。